

さんさんこども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 燦々会
事業者の所在地	高松市香川町川内原 1003 番地 1
事業者の連絡先	087-879-0123
代表者氏名	理事長 小比賀二郎

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	さんさんこども園							
所在地	高松市香川町浅野 834 番地 1							
連絡先	(電話番号) 087-888-6333 (FAX番号) 087-888-6340							
施設長氏名	園長 藤澤美奈							
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日							
利用定員		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	1 人	1 人	1 人	3 人	3 人	4 人	10 人
	2 号・3 号	15 人	18 人	18 人	23 人	23 人	23 人	120 人
	合計	15 人	18 人	18 人	26 人	26 人	27 人	130 人
当園の基本理念・方針	<p>基本理念 【えがおであいさつ 笑顔で保育】 健康で明るく 元気な子 心豊かな 優しい子 物事を自分で考え 行動できる子</p> <p>保育内容 一日数回絵本の読み聞かせ 歌やわらべ歌、身近な楽器に触れあそぶ 外国人講師と触れ合いながら国際性を育む</p>							

(3) 職員体制 (令和6年4月1日時点)

職種	員数	備考
園長	1人	
副園長	1人	
主幹保育教諭	2人	
指導保育教諭	1人	
保育教諭	17人	
栄養士	2人	
調理員	2人	
事務員	1人	
用務員	1人	
看護師	1人	
学校医	1人	(嘱託)
学校歯科医	1人	(嘱託)
学校薬剤師	1人	(嘱託)

※保育教諭等人数は、園児数により変更有

(4) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分(5時間)
預かり保育	保育時間	朝： 午前7時00分～午前9時00分 夕： 午後2時00分～午後5時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	冬季	(12月24日～1月7日)
	夏季	(7月21日～8月31日)
	春季	(3月20日～4月7日まで)
	法人創立記念日(10月1日)	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕： 午後6時00分～午後7時00分
	保育短時間	朝： 午前7時00分～午前8時30分 夕： 午後4時30分～午後7時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（5）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収	水泳指導料	施設使用料・講師料・バス代	1回1,000円
	施設維持費	施設や遊具の維持管理に必要な費用	月額500円
実費徴収	給食提供に係る費用 1号・2号認定	給食に係る費用として	1食350円 月額 主食費1,000円 副食費6,000円
	保護者会費	保護者会資料等作成費 園児の行事の一部負担金	月額500円
	行事費	園外保育等に係る交通費 や施設使用料	随時 実費を徴収

※ 入園・進級時に新年度用品として、スポーツ保険・教材費や制服等利用者負担となる。

一時預かり	利用区分	利用時間	利用料金
延長保育料金	1号認定 (9時まで)	7時～9時まで	30分毎に300円
	(14時降園)	14時～17時まで	
	2.3号認定 (標準時間)	18時～19時まで	30分毎に300円
	2.3号認定 (短時間)	7時～8時30分まで	30分毎に300円
		16時30分～18時まで	30分毎に300円
		18時～19時まで	30分毎に300円

#### (6) 支払方法

- ・口座引き落とし (こども園の指定有)
- ・随時実費徴収

#### (7) 提供する特定教育・保育の内容

- ・生活のリズムを大切にする。
- ・いろいろな食材を使った給食の提供をする。(地産地消)
- ・室内外で身体をしっかりと使って、心身共に成長できるよう環境を整える。
- ・保育教諭等や友だちとの関わりの中で、いたわり・思いやりの心を育てる。
- ・心を込めて選んだ絵本をゆったりと読み聞かせ、安心感や信頼関係を築く。
- ・様々な教材や遊具を厳選し、子どもが自分で選び集中して教育保育を受けられるよう環境を提供する。

#### (8) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理者が定めた選考方法による</li> <li>・面接</li> </ul> <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う利用調整による</li> </ul>
利用決定	利用契約書の締結に園児の行事の一部負担金による

退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小さい子どもの集団生活の場であることを、しっかりと認識し、利用者様、職員、地域の皆様が気持ちよく日々を過ごせるようご理解・ご協力をお願いしたい</li> </ul>

### （9）学校医・嘱託医

学校医	桑名 進（小児科医）
学校歯科医	井下 万三（歯科医）
学校薬剤師	松尾 哲（薬剤師）

### （10）緊急時における対応方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本園には緊急時対応のための一斉メール配信システムがありますので、必ず登録をお願いします。事柄によっては、至急お迎えをお願いすることもあります。</li> <li>・ 教育保育中に園児の体調の変化、緊急事態等が生じた場合は、至急保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて嘱託医又は園児の主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合は園児の安全を最優先し、本園が指定する医療機関でしかるべき対応を行いますのでご了承ください。</li> </ul>
---

### （11）非常災害対策

防火管理者	池田希美
消防計画届出年月日	令和6年4月予定
避難訓練	火災及び地震・不審者侵入等を想定した避難訓練を（月1回）実施
防災設備	火災報知器・火災通報装置・煙感知器・誘導灯・消火器
避難場所	さんさんこども園・さんさん浅野デイサービスセンター
緊急時の連絡手段	一斉メール・電話等

## (12) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副園長 森西泰子	主幹保育教諭 宮脇真紀・田中久美子
相談・苦情解決責任者	理事長 小比賀二郎	代理 園長 藤澤美奈
第三者委員	元小学校長	中原明彦
	浅野地区コミュニティ協議会副会長	中山貢

### 【要望・苦情等への対応方法】

- ・法人の第三者委員2名以上を委嘱する。
- ・苦情解決責任者、苦情受付担当者等をおく。

## (13) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
保険の内容	対人・対物・管理財物・使用不能・人格権侵害・経済的損害 事故対応・対人見舞費用 通所型施設利用者傷害見舞金保証
保険金額	別添①

## (14) 個人情報の取り扱い

- ・本園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。

## (15) その他保護者に説明すべき事項

- ・登降園の時間について、駐車場の使用について、各書類について  
緊急時連絡について、一斉メール、ホームページ等の写真掲載について等は  
面接時に説明あり。